

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成15年12月25日

(有)アレルギーヘルスケア

代表取締役 岡田由佳 殿

国土交通省総合政策局不動産課長

平成15年12月16日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

宅地建物取引業法に規定する宅地建物の売買等の媒介とは、他人間の売買等の契約の成立に尽力する行為であるが、照会者が行おうとするのは、照会者が管理・運営するホームページ上において、A社が建築・販売する住宅のモデルルームを紹介し、当該モデルルームの見学の申込を受け付けるものにとどまるものであり、当該申込を行った顧客とA社との間の契約行為には一切関与せず、両者間の契約の成立に尽力しているとは認められない。

なお、A社が顧客と建築請負契約のみを締結する場合は、当該契約は宅地建物取引には該当しないため、照会者が行おうとする行為は当然に宅地建物取引業法の適用を受けない。